

九州看護福祉大学授業料その他納付金に関する規程

〔 平成16年10月 8 日 〕
制 定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 九州看護福祉大学（以下「大学」という。）の学則及び九州看護福祉大学大学院（以下「大学院」という。）の学則に規定する授業料その他納付金については、この規程の定めるところによる。

(授業料その他納付金の区分)

第2条 授業料その他納付金を分けて、次のとおりとする。

- 一 一般納付金
- 二 特別納付金
- 三 科目履修生の履修料
- 四 入学検定料
- 五 手数料
- 六 課程履修費等

(授業料その他納付金の返還)

第3条 既に納入した授業料その他納付金は返還しない。

(授業料その他納付金の額の変更)

第4条 授業料その他納付金は、物価の変動その他の事情によりその額を変更することがある。その場合には、新たに定められた額によって納入しなければならない。

第2章 一般納付金

(一般納付金)

第5条 この規程で、一般納付金とは、入学金、授業料、実験実習料、施設設備資金をいう。

2 一般納付金の納入額は、別表1のとおりとする。

(再入学者の一般納付金)

第6条 再入学者の一般納付金は、再入学を許可された年次の別表1に定める額とする。
なお、再入学者の入学金は免除とする。

(編入学者の一般納付金)

第6条の2 編入学者の一般納付金は、編入学を許可された年次の別表1に定める額とする。なお、入学金として、当該年度の入学金の額を納入しなければならない。

(長期履修学生の一般納付金)

第6条の3 長期履修学生の一般納付金は別表1のとおりとする。

2 長期履修学生の入学金を除く一般納付金は、別表1(2)に定める金額を、許可された修業年限で除した額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、初年度に加算する。

(休学、退学、除籍、復学及び停学の場合の一般納付金)

第7条 学期の中途において休学、退学、除籍、復学及び停学の場合の一般納付金の納入は、学則第47条及び第49条によるもののほか、以下によるものとする。

- 一 休学を許可された場合、一般納付金のうち、授業料及び実験実習料を次回納期分から納入を免除する。
- 二 学則第36条第四号により除籍処分を受けた場合、授業料その他納付金については納入を免除する。
- 三 復学を許可された場合、一般納付金のうち、授業料、実験実習料、施設設備資金については、復学時の納期分から納入しなければならない。
- 四 停学の処分を受けた場合、一般納付金のうち、授業料、実験実習料、施設設備資金については、停学期間中の納期分についても納入しなければならない。

(一般納付金の減免等)

第8条 前条によるもののほか、次にいずれかに該当する場合は、一般納付金等の全部又は一部を減免する。

- 一 大学院学生で、本学の卒業生又は本学に貢献する者として、理事長が適当と認めた者については、一般納付金について減免する。
- 二 学部学生で、父母若しくは兄弟姉妹が本学学部を卒業した者又は兄弟姉妹が本学学部在学している者については、入学後、申し出により入学金を返還する。
- 三 九州看護福祉大学特待生に関する規程により特待生として認定された者については、一般納付金の全部又は一部を免除する。
- 四 本学学生で、天災その他の災害により、当該学生の学資を主として支弁している者（以下「学資支弁者」という。）が死亡し又は失職するなどの被害を受け、学資支弁者による学資の支弁が特に困難である者については、被害の程度に応じ、一般納付金の全部又は一部を免除する。
- 五 本学に在籍する外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者については、授業料の一部を免除する。
- 六 九州看護福祉大学特別聴講学生規程により特別聴講学生として入学を許可された者については、入学検定料、入学金及び授業料等の全部又は一部を免除する。
- 七 九州看護福祉大学修学支援授業料減免規程により減免対象者として認定された者については、授業料の一部を減免する。
- 八 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）により、授業料等減免の支援対象として認定された者については、入学金及び授業料の全部又は一部を免除する。

2 前項第二号、第四号及び第五号に係る手続等については、別に定める。

(一般納付金の延納又は分納)

第9条 本学学生で、天災その他の不慮の災害又は経済的理由により、納入期限に納入することが困難な者については、入学金を除く一般納付金の延納又は分納の許可を受けることができる。

- 2 入学者に係る一般納付金の納入については、経済的理由等により入学手続期間内にその全額を納入できない場合は、延納することが出来る。ただし、入学金の全額及び入学金を除く一般納付金の2分の1以上の額を、入学手続期間内に納入しなければならない。
- 3 前2項に規定する延納等に係る手続等については、別に定める。

(一般納付金滞納者に対する処置)

第 10 条 一般納付金を滞納し、督促しても指定の期日までに納入しない者は、学則の定めるところにより除籍する。

第 3 章 特別納付金

(特別納付金)

第 11 条 この規程で、特別納付金とは、追試験料、再試験料をいう。

2 特別納付金の種別、納入金額及び納入期限については、別表 1 のとおりとする。

第 4 章 科目履修生の履修料

(履修料)

第 12 条 履修を許可された者は、所定の期日までに、九州看護福祉大学科目履修生規程ならびに九州看護福祉大学大学院科目履修生に関する規程に定める履修料を納入しなければならない。

第 5 章 入学検定料

(入学検定料)

第 13 条 この規程で、入学検定料は、別表 1 のとおりとする。

第 6 章 雑則

(手数料等)

第 14 条 この規程に定めるものの他、生じた手数料等については、その都度理事長が決めるものとする。

第 7 章 課程履修費等

(教職課程に関する納付金)

第 15 条 九州看護福祉大学教職課程履修規程に定める教職課程履修費は、別表 1 のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教育実習、養護実習及び社会福祉学科学生の臨床看護実習に必要な実習委託料は、実習学生の負担とする。

第 16 条 削除

第 17 条 削除

(保健師課程に関する納付金)

第 18 条 九州看護福祉大学保健師養成課程履修に関する細則に定める履修費は、別表 1 のとおりとする。

(コース所属に関する納付金)

第 19 条 九州看護福祉大学鍼灸スポーツ学科のコースに関する細則に定めるスポーツ健康コース及びスポーツトレーナーコースの所属費は、別表 1 のとおりとする。

2 スポーツ教職コースの所属費は、第 15 条の規定に準ずる。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 10 月 8 日から施行する。

- 2 この規程の施行により、九州看護福祉大学大学院授業料その他納付金に関する規程は、廃止する。

なお、この規程施行の際、現に在学中の者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 9 月 6 日から施行し、平成 18 年度入学者から適用する。

- 2 それ以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 20 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に入学した者に適用する。

- 2 それ以前に入学した者は従前の例による。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度入学者から適用する。

別表 1

(1) 入学検定料

(単位：円)

入学検定料 (大学)	28,000
入学検定料 (大学院)	35,000
編入学検定料	35,000
転入学検定料	35,000
再入学検定料	35,000

- (ア) 入学検定料(大学)28,000円については、同一志願者が同一年度の入学試験を2回以上受験しようとする場合、2回目以降の入学検定料を10,000円とする。
 (イ) 大学入試センター試験利用入学試験の入学検定料は10,000円とする。

(2) 一般納付金

(ア) 入学金

(単位：円)

入 学 金	200,000
-------	---------

(イ) 授業料その他納付金

(大学)

(単位：円)

学 科	授 業 料	実験実習料	施設設備資金	合 計
看 護 学 科	950,000	145,000	160,000	1,255,000
社会福祉学科	600,000	105,000	160,000	865,000
リハビリテーション学科	950,000	190,000	160,000	1,300,000
鍼灸スポーツ学科	950,000	145,000	160,000	1,255,000
口腔保健学科	600,000	105,000	160,000	865,000

備考 本表は平成22年4月1日より入学した者に適用し、これ以前に入学した者は従前の例による。

(大学院)

(単位：円)

研 究 科	授 業 料	実験実習料	施設設備資金	合 計
看護福祉学研究科	700,000	0	100,000	800,000

備考 本表は平成17年4月1日より入学した者に適用し、これ以前に入学した者は従前の例による。

(3) 特別納付金

(単位：円)

	金 額	納入期限
追 試 験 料 (1科目につき)	2,000	別途指示する
再 試 験 料 (1科目につき)	2,000	別途指示する

(4) 課程履修費等

(単位：円)

	納 付 金		金 額
教 職 課 程 に 関する納付金	履修費	3 年次	26,000
		4 年次	20,000
保健師課程に 関する納付金	履 修 費		80,000
コース所属に 関する納付金	履修費	3 年次	26,000
		4 年次	20,000

備考 本表は平成28年4月1日に入学した者から適用し、これ以前に入学した者は従前の例による。